

温泉分析書別表(浴用)

平成22年6月7日

〒321-0165 宇都宮市 緑 5-1-5

社団法人 栃木県薬剤師会 会長 長野順一



1、源泉名	畑下元湯神谷源泉
2、源泉所在地	栃木県那須塩原市塩原446番地3
3、温泉分析申請者	塩原 湧花庵
4、泉質	ナトリウム - 塩化物温泉

5療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適応症等は次のとおりである。

浴用の禁忌症	急性疾患(特に熱のある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(特に初期と末期)
浴用の適応症	神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進 きりきず・やけど・慢性皮膚病・虚弱児童・慢性婦人病
備考	

浴用の一般的注意事項

(1)浴用上の注意事項

- ア 温泉療養を始める場合は、最初の数日の入浴回数を一日当たり一回程度とすること。
その後は一日当たり二回ないし三回までとすること。
- イ 温泉療養のための必要期間は、おおむね二ないし三週間を適当とすること。
- ウ 温泉療養開始後おおむね三日ないし一週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴湯反応)があらわれることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたり症状の回復を待つこと。
- エ 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
(ア)入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは三分ないし十分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
(イ)入浴中は運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
(ウ)入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない。(湯ただれを起こしやすしい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい。)
(エ)入浴後は湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
(オ)次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
イ、高度の動脈硬化症 ロ、高血圧症 ハ、心臓病
(カ)熱い温泉に急に入るとめまい等を起こすことがあるので十分注意する。
(キ)食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
(ク)飲酒しての入浴は特に注意する。

注1 温泉の禁忌症・適応症については専門知識を有する医師の意見を参考にすることが望ましい。

注2 本別表は参考資料であるので、健康福祉センターより別表が発行されたときはそれに従う。

検査機関：登録番号 14栃薬1号 試験者：栃木県薬剤師会検査センター 仁木喜治

この別表は、温泉法第14条による掲示に必要な参考資料となるものである。